

令和7年3月

各 位

(公財) 関西消費者協会  
代表理事 丸山 千賀子

大阪府消費生活センター実施事業

「消費のサポーターによるミニ講座」「見守り者向け講座」のご案内につきまして

平素は当協会の事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

当協会は、大阪府消費生活センターの事業を受託し、高齢者被害対策強化事業の一環として「消費のサポーターによるミニ講座」「見守り者向け講座」を別紙のとおり実施しております。

高齢者が被害者となる消費者トラブルは、契約のトラブルや特殊詐欺など多岐にわたります。高齢者へのアプローチも、訪問販売や電話勧誘販売、送り付け商法、インターネット通販などさまざまな手口があります。

「ミニ講座」は、周囲の見守りが必要な高齢者ご本人に、事例や注意点、相談窓口の案内について寸劇などを交えて楽しく知っていただく講座です。大阪府消費生活センターが実施している「消費のサポーター養成講座」を修了したボランティアが、楽しくわかりやすくお話しします。

「見守り者向け講座」は、元気なシニア世代などに、最近の消費者トラブルの事例や手口、対処法、無料の相談窓口の存在を知っていただく講座です。高齢者や障がい者の消費者被害の未然防止、拡大防止につなげられるよう、現役の消費生活相談員が出講し、新たな被害や手口などの最新情報をお話しします。

Zoom等のウェブ会議システムを利用したオンライン講座も可能です。

各種定例会、勉強会、研修等でご活用いただき、高齢者の見守り活動にお役立てくださいますよう、よろしく願いいたします。

いずれの講座も、事例や相談窓口などを掲載したリーフレットなどの資料を無料で提供いたします。

高齢者を支援する関連各所の皆さまにご周知いただき、ぜひご活用くださいますよう、ご協力のほどよろしく願いいたします。

(公財) 関西消費者協会 担当 山口・小野

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 A T C I T M棟 3階

TEL 06-6612-2330 FAX 06-6612-0090

無料

地域で高齢者・障がい者などをサポートするみなさまへ  
(ケアマネジャー・ケースワーカー・施設職員やご家族など)



## 消費生活の専門家による

# 消費者問題 見守り者向け講座

消費者被害に早く気づいて相談・解決できるようにするための  
出前講座（講師派遣と資料提供）を無料で実施します。

消費生活相談員が最近の事例をもとに、詳しく具体的に消費者  
被害の未然防止のポイントをお伝えします。

### <内容>

被害の多い悪質商法の手口と対策、見守りや気づきのポイントなど

### <時間>

60～90分程度

### <人数>

20～100人程度まで

※土・日・祝日・夜間の開催についてもご相談ください

※実施日の1か月前までにお申込みください



問合せ先 (公財) 関西消費者協会 TEL 06-6612-2330

申込み方法 裏面の申込書をFAXまたはメールに添付して送信してください

\*この事業は、大阪府消費生活センターが(公財)関西消費者協会に委託し、企画・実施しています

大阪府消費生活センターでは、  
被害にあわないための  
最新情報をX(旧Twitter)や  
メールマガジンなどで発信中!



X(旧 Twitter)



メールマガジン

大阪府消費生活センター

検索

### チャットボット

消費生活に関するよくある  
ご質問に24時間365日  
お答えいたします。



困ったときは  
一人で悩まずに  
消費者ホットライン  
いやや!  
☎ 188番  
(局番なし)  
お住いの市町村等の  
消費生活相談窓口を  
ご案内します

提出先：公益財団法人 関西消費者協会

FAX 06-6612-0090

## 消費者問題 見守り者向け講座申込書

令和 年 月 日

大阪府消費生活センター所長 宛

とき	令和	年	月	日 (曜日)	時	分	～	時	分
ところ (参加者 受講場所)	会場名：								
	住所：〒								
	(最寄り駅 線 駅 徒歩 分)								
	電話：								
参加予定 人数など	人	参加者の属性 (職種・活動内容など)							
資料 発送先	住所	住所：〒  宛名							
申込者	団体名								
	代表者								
	担当者								
	電話				FAX				
	Eメール								
	当日の連絡先 (携帯など)								

(注)この申込書は、開催日の1か月以上前に提出してください。

【申込み・問合せ先】 公益財団法人 関西消費者協会

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3F 大阪府消費生活センター内

電話 (06)6612-2330 / FAX (06)6612-0090 / Eメール staff@kanshokyo.jp

※大阪府は本事業の運営を公益財団法人関西消費者協会に委託しています。



# 悪質商法

## 消費のサポーターによる 高齢者向け消費者問題ミニ講座

高齢者向けのミニ講座を実施します。消費者被害に早く気づき、相談・解決できるように「消費のサポーター」が、わかりやすく楽しく情報を提供します。

\*「消費のサポーター」とは、悪質商法の手口とその対策など、被害にあわないための注意点などをわかりやすく伝えるボランティアです



**テーマ：被害の多い悪質商法の手口と対策 など**

参加者全員に悪質商法の事例を掲載したカラーリーフレットをお配りします

**時間：30～60分程度**

**人数：10～50人程度**

\***土・日・祝日・夜間**の開催についてもご相談ください

\*実施日の1か月前までにお申込みください

**問合せ先 (公財) 関西消費者協会 TEL 06-6612-2330**

**申込み方法 裏面の申込書をFAXまたはメールに添付して送信してください**

\*この事業は、大阪府消費生活センターが(公財)関西消費者協会に委託し、企画・実施しています

大阪府消費生活センターでは、被害にあわないための最新情報をX(旧Twitter)やメールマガジンなどで発信中!



X (旧Twitter)



メールマガジン

大阪府消費生活センター

検索

**チャットボット**

消費生活に関するよくあるご質問に24時間365日お答えいたします。



困ったときは一人で悩まずに消費者ホットライン  
いやや!  
☎ **188** 番  
(局番なし)

お住いの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します

提出先：公益財団法人 関西消費者協会

FAX 06-6612-0090

## 消費のサポーターによる消費者問題ミニ講座 申込書

令和 年 月 日

大阪府消費生活センター所長 宛

とき	希望月日： 令和 年 月 日 ( 曜日) 希望時間： 時 分 ~ 時 分
ところ	会場名： 住所：〒 (最寄り駅 線 駅 徒歩 分) 電話：
参加予定 人数	人
申込者	団体名： 担当者氏名： 電話： FAX： Eメール： 当日の連絡先（携帯電話など）：
資料 発送先	住所：〒 宛名：
特記事項	※その他、会場や参加者等について特記すべきことがあれば、ご記入ください

(注)この申込書は、開催日の1か月以上前に提出してください。

### 【申込み・問合せ先】

公益財団法人 関西消費者協会

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 A T C I T M棟 3 F 大阪府消費生活センター内

TEL (06)6612-2330 / FAX (06)6612-0090 / Eメール staff@kanshokyo.jp